

平成 24 年度第 1 回 青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議概要

- 1 開催日時 平成 24 年 4 月 25 日（水） 14：00～15:30
- 2 開催場所 青森市役所 庁議室
- 3 出席委員 村上委員、秋田谷委員、石岡委員、風晴委員、木村委員、中嶋委員、西岡委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 健康福祉部長 福井正樹、健康福祉部次長 和田孝行  
高齢介護保険課長 赤坂寛、浪岡事務所健康福祉課長 斎藤実  
高齢介護保険課副参事 伊藤慶尚、高齢介護保険課主幹 新宅雅之  
高齢介護保険課主幹 澤谷勝、高齢介護保険課主幹 鳴海昇子  
高齢介護保険課主査 蠣崎正大

6 会議次第

- 1 開会
- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 案件  
(1) 老人福祉施設及び介護保険施設の施設基準等に関する条例について  
地域主権一括法の概要について  
介護保険施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例につて
- 4 閉会

7 議事要旨

**案件(1)老人福祉施設及び介護保険施設の施設基準等に関する条例について 地域主権一括法の概要について**

事務局より、資料 1、2 のとおり、地域主権一括法の概要について説明があった。

**意見、質疑応答**

委員

資料 2 の 2 ページ目、 25、26 の現行基準、文章の説明で、「共同生活住居の数は 1 又は 2」の 1、2 の単位は何を意味しているのでしょうか

事務局

ユニットの数です。

**案件(1)老人福祉施設及び介護保険施設の施設基準等に関する条例について 介護保険施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例につて**

事務局より、資料 3、4 のとおり、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明があった。

## 意見、質疑応答

委員

施設が4人部屋でしかたがないのはわかるが、もっと説明しないとだめだと思う。ユニット型だと室料がいくらか、多床室だといくらとか、所得が低い低いというけれど、どれぐらいの所得層の人がどれぐらいいるから、だから4人以下だというものを、ロジカルに説明できるようにしないとだめだ。

プライバシーを守るとかで、1人で居たいという場合でも、市のウエイトが多床室にある。市の指導が多床室だということとか、きちんと説明できないとだめだということを言いたい。しっかりデータに基づいて、議論して、結論を得たという形を示した方が私はいいと思う。

委員

初歩的なことも知れないが、4人部屋と1人部屋の一番の違いはなにか。部屋の改修も必要なのか。今まで4人部屋で、1人部屋になると料金も違ってくる。

委員

1人だと、建物を造るのにもお金がかかる。いろいろな設備も4倍かかる。いいのだけでも、ご家族がコストの件で悩む方もいる。4人部屋は安いし、1人だと高いですね。元気な人で、自分で判断できて、入りたい人は1人部屋でいい。ただ1人で部屋に入って、どんどん認知症が進む方もいるので、人によってパターンがいろいろ違うと思う。

委員

これから入る方のことを考えれば、住まいとしては、個室が一番いいと思うが、1人部屋と国のように決めてしまうことで、今現在4人部屋が大半をしめ、その施設の改修を急がなければならぬというのであれば、市の方でも財政的負担も大きいだろうと。当面の間は4人部屋かなと思う。

委員

市の財政的負担というが、市で出してくれるかどうかはわからない。法人の負担で建てないとかだめかもしれない。

委員

4人部屋が大半を占める施設の場合は、個室への改修が必要であれば、市の財政的な負担も大きいだろうと思う。

委員

4人部屋を改修となれば、ユニットバスを4ついれたりした場合、人が住む所がなくなったり、建物の構造もあるから、ただごとではない。

委員

街中に建てて、隣に家がある場合は、どうにもならなくなったりする。

委員

今は、お年寄りの街中居住を進めるべき時代だと思う。もし個室を進めるとすれば、街中に建てるべきだと思うが、経費は莫大なものになるので、やっぱり今の段階では4人部屋という形かなと。すべてお金の話にはなるが、そんな気がする。

委員

4人部屋も暫定的なもので、ある時期がくれば2人、1人と段階的に変わっていく可能性はある。

委員

4人部屋だと、せいぜい2人部屋にして設備等をいれて、他の2人は他の場所に移す等、そのぐらいのスペースは必要だ。

委員

パーソナルウィンドウがない。自分の為の窓が無いので、せめて自分の為の窓がある部屋の建物がほしいなどは思う。明るさを取り入れるとか、3人でも4人でもいいが、自分の為の窓がないのは寂しい。

委員

厚生労働省令では、1人となっている。市の考え方が4人、今までこの厚生労働省令でやってきたのではないのか。

委員

おととしの8月に決めた。ただし既存のものを改修しなさいと言ってるのではなくて、新しいものはユニットでいきましょうということだ。

委員

ユニットとは、1人に一軒家をといる感覚だ。確かにいいけれども、使いこなせれば。ある程度年齢が高い方でも元気な方はお一人でもいいが、そういう方を対象にしている。ある程度の年齢になると、一見元気そうに見えても、本当に1人でも大丈夫かとなってくる。そうすればユニットだ、1人部屋だと危険になってくる可能性もある。

老人保健施設で、お手伝いをしているけれども、寝たきりの人も多い。1人部屋と言っている。お互いが見るようにしないと危険だ。

ある程度の年齢まではいいけど、それを以上は、1人1部屋では危険だと話している。亡くなる方でも、看護師が沢山いて、医者と看護師が1人1人見てくれる場合はいいが、そうでないところでは冷たくなっていることがわからないこともある。

委員

特別養護老人ホームに限定すれば、これからはユニットケアの施設になるので、10人と10人で、必ず介護の職員は呼んでも一人はいるという形になるので、個室に1人であっても10人なので、今までの従来型特養での感覚ではない。

私自身は個室でもいいのではないかという気はする。隣からいびきが聞こえたり、落ち着いて寝られないという事もあるので、これから造るのは個室でいいのかなという気はする。

委員

少し背景について話すと、一人部屋のユニットケアに、8月まで、秋口ぐらいまで生活保護の人は入れないという通知があり、生活保護の人は多床室・4人部屋でないと入れないという事もあった。それもはずそうという事で、法務課長を呼んでそこははずしてくれとか、それで1人の人でもは入れるようにとかという事もやっていた。

委員

今は入れるようになった。

委員

生活保護の方は負担金のために入れなかったのですか？

委員

自己負担金が払えるか払えないかということとかだったのですが、だけどそれはおかしいということだった。

委員

骨子案について、市民の方に意見聴取する際、参酌すべきとか、こういった言葉については、使うのか。

事務局

難しい言葉ではあるが、国が定めたものなので、注釈をつけながら説明する。